

午後 2 時 03 分 開会

傍聴人 1 名を許可

1 協議事項について

【中村委員長】 本日の協議事項について事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本日は、以前に配付した協議事項一覧表の番号 48 から 51 までの 4 件を、本日の日程（1）から（4）としてご協議いただく。（1）、（4）は自民党・新政クラブから、（2）、（3）は明るいまらい大和からの提案である。

【中村委員長】 協議に入る前に、政務活動費について事務局から説明を求める。

【総務担当係長】 協議の前に、確認のため政務活動費の概略を説明する。政務活動費は、もともと、地方分権の進展に対応し普通地方公共団体の議会の活性化を図る観点から、平成 12 年の地方自治法改正により、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、普通地方公共団体が条例の定めるところにより交付することができるようになったもので、この法改正を受けて、本市議会では、当時の名称で「政務調査費検討協議会」が合計 8 回開催され、交付先を会派とするか議員個人とするかといった対象、交付金額などについて検討が重ねられ、最終的に平成 13 年第 1 回定例会において、「大和市議会政務調査費の交付に関する条例」が議員提案され、賛成全員で可決された。本市の条例では、政務活動費は、市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てることができることと規定され、具体的な費目が定められている。全国市議会議長会から示されている標準の費目にほぼ準じたものとなっている。細かいルールについては、各派代表者会での協議、了承を経ており、「大和市議会政務活動費の手引き」に基づき、公金という性質上、市民の誤解などを招くことのないよう厳格に運用している。今後とも、政務活動費の適正な支出と透明性の確保について、ご協力いただきたい。

【事務局次長】 続いて、政務活動費の運用面について説明する。本市議会では議会事務局が各会派の政務活動費の執行について逐一補助をしている。ほとんどの会派では事務局が通帳を預かり、一つずつの物品の購入に際してもその用途に合致しているかどうかチェックをしながら支出をしている。視察や研修等についても相手先の日程調整等、事務局で連絡調整し、報告書の提出も期日までにしていただくように求めている。昨今、報道にあるようなことについて、本市議会では非常に起こりにくい体制であると考えている。

【中村委員長】 それでは本日の日程に従って協議に入る。

【赤嶺委員】 本日の日程に入る前に、先日、本委員会から全会一致で議会運営委員会に送った討論の時間に関する協議結果について報告してもらいたい。

【中村委員長】 その件については議会運営委員会の委員が各会派から出席しているので、委員から報告を受けていただきたい。

【赤嶺委員】 私の所属している会派、明るいまらい大和の委員からは協議に進展がなかったような報告を受けている。本委員会で我々が全会一致した意義が何であったのか確認したい。以前、代表者会では全会一致した案件を拒否することがあってはならないとの議論が交わされたと記憶している。本件は全会一致で合意していながら、議会運営委員会で覆ってしまったような状態にあるのではないかと思っており、その確認をしたいということである。

午後 2 時11分 休憩

午後 2 時13分 再開

【中村委員長】 本委員会から議会運営委員会に申し送りをした案件について事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 申し送った内容は、「討論は良識の範囲で行う。時間は議会運営委員会で協議していただきたい」、ということである。

【事務局次長】 議会運営委員会では、本委員会での結果を受けて具体的な時間について協議に入ろうとしたが、時間制限設定の有無についても協議対象であると主張する委員もあり、まとめの部分では「討論は良識の範囲で行う」、ここまです合意している。

【赤嶺委員】 それは申し合わせ事項として有効なのか。

【事務局次長】 それで全員の了承を得られているので、今述べた内容については有効である。

【赤嶺委員】 了解した。

【青木委員】 その議会運営委員会での協議の発言で、本委員会と兼任している委員から本委員会で決めた事項と異なる発言をした委員はいたのか。

【事務局次長】 基本的には本委員会は、代表者会あるいは議会運営委員会に協議結果を申し送り、そこでは申し送った案件を協議していただく機能を持っている。代表者会、議会運営委員会での結果については各派の代表者、あるいは議会運営委員会委員から報告を受けていただくものと承知している。

【青木委員】 了解した。

(1) 政務活動費の会派支給から個人支給への変更について

【中村委員長】 本件については自民党・新政クラブからの提案であるが、現在、政務活動費は各会派に所属する議員の人数に応じて支給され、会派によって管理されている。会派の議員が研修会や講習会などに出席したい場合に、使えるように会派支給から個人支給にしたほうがよいのではないかとの考えから提案をした。政務活動費の現在の管理のあり方について事務局から説明させる。

【事務局次長】 本市議会では、政務活動費の執行の補助については議会事

務局が関与している。一件、一件用途にかなうかどうか、疑わしいものは政務活動費の使用をやめていただくなどの判断もしており、用途にかなった使い方をしていると考えている。年度終了後、議長への報告がされた後には、領収書等の証拠書類をインターネット上に公開しており、特に情報公開の手続きを経ず、自由に市民の方が見ることができる状態になっている。

【山崎委員】 政務活動費の会派支給が個人支給になるとどのような利点と欠点があるのか。

【小田委員】 私の所属する自民党・新政クラブは市議会の中で最も人数の多い会派である。私はセミナーや勉強会などに参加するのが好きで参加しているが、自分ばかりが参加費を会派の政務活動費から請求するのを遠慮して、政務活動費として請求できるものであるが、自費で参加しているものもある。個人支給なら気兼ねなく政務活動費を活用できるのでよいと思っている。

【山崎委員】 会派内で了承を得られれば活用できるのではないか。

【小田委員】 一人で会派の政務活動費をそんなに使うわけにもいかない。

【中村委員長】 事務局の金銭的な管理面ではどうか。

【事務局次長】 会派への入出金が現在は6口座で済むものが、個人への支給となると28口座になるため事務局の事務は増大する。事務局が執行の補助を逐一している点から、個人単位では事務が煩雑化すると思われる。個人支給に変更されれば、それに対応していかなければいけないとは考えている。

【小田委員】 他市でも会派支給をしているところもあると聞き及ぶが、法律上の規定なのか。

【事務局次長】 地方自治法に「会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」との規定がある。そこから先の条例の定め方は各市さまざまである。

【小田委員】 自治体それぞれの判断と理解してよいか。

【事務局次長】 運営の根幹が会派制であれば、支給の単位も多くは会派になっていると思う。

【石田委員】 現行のまま会派の帳簿で管理しつつ、会派内で個人管理することも可能か。

【事務局次長】 会派単位で支給を受け、会派内で区分けをして、予算執行する話だと思うので、それは十分可能である。他の会派でも行っているものと思われる。

【山崎委員】 個人支給となった場合、会派全員で視察に行っても各人が行程や報告をするのか。

【事務局次長】 視察先への依頼や行程の作成は同行動をするのであれば会派としてまとめてできるが、経理処理は議員の人数分の手続きをして現金を集めて、切符の購入などをすることになろうかと思う。

【中村委員長】 各会派の通帳はどのように管理されているか。

【総務担当係長】 現在、6会派と会派に属さない議員の全7口座のうち、6口座の通帳を議会事務局で預かっている。

【中村委員長】 預かっているのは会派分か。

【総務担当係長】 そのとおりである。

【中村委員長】 会派分は事務局が通帳を預かり、適正に管理をしている。それを議員28人分の口座をつくって管理するとなると事務が煩雑になるとの見解であった。

【赤嶺委員】 現在、会派での研修参加や視察は会派で報告書を提出している。議員各人への支給となった場合、会派で行っても各人が報告書を提出するようになるのか。

【事務局次長】 基本的には支給を受けるのが個人となると、赤嶺委員の言うとおりである。合理的に判断をして、具体的に決めていくことになると思う。政務活動費の使途は手引きに掲載している。

【宮応委員外議員】 自民党・新政クラブに2点伺いたい。現状、最大会派としては政務活動費の執行残が多いと考えているのか。また、会派支給から個人支給になると使われ方が変わるのか。

【中村委員長】 政務活動費の残高は年ごとによっても異なるが、残高が多かった年もある。支給については仮定の話ではあるが、先ほど小田委員が言ったとおり、個人として関心があり、政務活動費の対象となる研究会等に行くことになれば人によって使途も変わる場合もあると考える。

【赤嶺委員】 各会派には会計責任者がいると思う。その会計責任者が会派の議員に配分をすれば、小田委員のようなケースに対応できると考えるがどうか。

【中村委員長】 本件については自民党・新政クラブから提案したが、赤嶺委員が言われた現行のやり方でも同様の運用ができると思っている。現在、議会事務局でしっかりと執行管理の補助をしてもらっている現状を考えれば、個人支給では事務局の事務が煩雑化する。個人支給について、今後も検討していきたいと思っているが、今すぐに実現しようとはまでは思っていない。本日、皆さんからいただいた意見を参考に、引き続き検討していくこととしたい。本件については、必要に応じ検討することによろしいか。

全 員 了 承

(2) 政務活動費使途基準の緩和

【中村委員長】 本件は、明るいみらい大和からの提案であるが、提案内容について説明していただきたい。

【赤嶺委員】 現在、政務活動費の使途は明確に定められており、運用はそれにのっとって行われている。しかし、ルールが厳しく政務活動費本来の目的に使用するために非常に細かな手続きが必要で、それに合致しなければ使えない。必要性があっても支出が不可能といったところを緩和するべきではないか。以前より、たびたび提案をし、視察時に公共交通手段のない地域でレンタカーの利用が認められるよう規定が変更されたケースもあるが、さら

に改善を図る部分があるのではないか。例えば、交通費や通信費など支出しづらい部分があるのではないか。

【小田委員】 交通費や通信費の緩和とはどういうことか。個人的には不都合は感じていない。具体的に示してほしい。

【事務局次長】 交通費については職員の旅費規程に準じて支給される。赤嶺委員が言われているのはガソリン代などの燃料の費用ではないのか。

【赤嶺委員】 ガソリン代や電話代である。

【高久委員】 使った費用は明確に政務活動に充てられたものだとわかればよいが、ガソリン代などは議員活動に使ったものか私用に使ったものか明らかにできず、区別も難しい。名刺が政務活動費の対象にならないのも、議員活動に使ったのかどうか判断できないからと考えている。電話代も政務活動費の対象だという確たるものがあれば対象にしてもよいと思うが、それがない以上、市民にも説明ができず、対象とするのは難しい。

【青木委員】 あくまでも政務活動費は公金である。公金である以上、市民に説明する際に誤解がないように注意することが前提ではないか。

【石田委員】 使途基準の緩和はそれぞれの事例によるのではないか。確かに政務活動費は使いづらく、ほとんど実費で払っているのが現状であるが、具体的な話でないと議論が詰められない。

【中村委員長】 皆さんの話からも、本市の政務活動費の支給が厳格に行われていることがわかる。政務活動費が充てられるものに対して使いやすくなればよいということなのではないかと思うが、これは公金であり市民への明確な説明責任を負うものである。本件は慎重に検討されなければならない。現状では事務局で厳格な管理がされており、安心して支出ができていると思う。これをどこまで個人の判断で支出できるようにしていくかは議論を重ねていかななくてはならない。明るいまらい大和からの提案ではあるが、すぐに結論を出すことも難しいと思われるので、継続して研究と検討、他市議会の様子も聞きながら議論を深めていきたいと思うがどうか。

【赤嶺委員】 検討をしていくのはもちろんだが、実態がどうなのか検証も行わなければならない。それをいつ、どこで行うのか決めなくては単純な先送りになってしまうのではないか。

【中村委員長】 赤嶺委員のほうで他市議会の事例と比較して本市に導入すべきものを調査して、本委員会に提案してはどうか。

【赤嶺委員】 各議員が政務活動費の運用について感じていることや実態というものは変化をしていくものだと思うので検証を行えるような形が必要になってくると思う。委員長の提案では、かなり先のことになってしまう。議員が変われば意識も変わる。どのように検証して効果を出していくのかが見えづらくなることを危惧している。

【山田副委員長】 基本的に絶対に譲れないものは大和市政のためになる調査、研究に資するものであるということで、これに外れなければ市民にも説明できる。先ほどの話でも、ガソリン代は市民に説明がしづらいとの意見で

あった。それは本委員会で合意できないものであると思う。また個人個人が、市政の調査、研究に資するものであると勝手に判断すれば間違いも起こる。現在はとても厳格に行われているが、その中で認められていないものでも条件に合うものだというものがあれば具体的に提案として出して、それを判断する場は設けてもよいと思う。

【小田委員】 同感である。本件は個別具体的に協議しなければ難しい提案である。恐らく現在の本市の政務活動費の支出基準は、性悪説に立って考えられていると思う。今は各地で政務活動費の不正が起きている状況であり、議員は基本的に悪いことは行わないとの考えで基準を緩和や自由化するのはいくはない。先ほど名刺が事例で上がったが、個人的には名刺は議員活動にしか使わず、政務活動費の対象であってもよいと思っている。個別具体的な案件を持ち寄って検討をすべきで、全体的に性善説にするということはいくはない。

【事務局次長】 名刺の話が出たが、議員の仕事は大きく3つに区分される。公務に参加する議会活動、議員活動、市政調査研究活動である。その中で、いつ名刺を出すのかは、いずれの場面でも考えられる。もし案分をするのであれば、市政調査研究活動に使用している部分の費用を求めるかという議論になろうかと思う。その点は、ガソリン代や電話代と同じような性質のものであり、そういう案分をしなければ使えないものについては政務活動費を使えないと判断している。

【赤嶺委員】 開催時期が決まっており、山田副委員長の言うような議論する場があるということなら、そこでしっかりと審査を行うことができるので、その旨の合意ができれば前進と考える。

【中村委員長】 山田副委員長が言われたことを再度確認したい。

【山田副委員長】 市政に寄与すると思われる調査研究に必要であり、しかも市民への説明ができると思うものの中で、政務活動費の対象とすべきものを各会派が持ち寄ることにする。議論しても対象にはできないものもあるかもしれないが、まずは議論する場を設けてはどうかということである。

【中村委員長】 議論する場をどこにすべきと考えるか。

【山田副委員長】 本委員会での議論でよい。

【中村委員長】 本委員会では決定をするのではなく、この場の議論で合意をして議会運営委員会や代表者に送ることになる。政務活動費で支出すべきものと思われるのに、現在のルールの中では政務活動費の対象として認められていないものがあるのであれば、個別に本委員会に持ち寄ることとしたい。

【赤嶺委員】 本委員会での審査にかかる時間、日時の設定をするとすると、かなり先になってしまうのではないか。

【中村委員長】 現在は各会派から提案された内容を協議しているので、新たに提案された案件は順番として後になる。

【事務局次長】 各会派で時間をかけて討議の上で計画的に行っていくもの

は本委員会で、緊急性があり当該案件はすぐに扱ってほしいというもの、仮に政務活動費であれば代表者に託していただければ、代表者会での協議が可能であると考えている。その使い分けをお願いしたい。

【中村委員長】 具体的に課題がはっきりしていて、これについて政務活動費の対象としたいが現状の本市のルールでは支出できないが、法に照らしても問題なく政務活動費の対象として支出ができるというものであれば、代表者会で議題にしてもらい、そこで協議することとしたいがどうか。

【赤嶺委員】 どのようにしていくかを代表者会で議論できるのか心配である。

【中村委員長】 代表者会は緊急の場合である。全体的な政務活動費の協議をするなら本委員会でよいと思う。

【赤嶺委員】 協議事項50で「議員報酬と政務活動費の再考」を提案している。その協議をどの組織で行うのか。内容として時間をかけた議論が必要だと思っている。他の重要案件の報告があれば代表者会では協議に時間がかかってしまうし、緊急性というものにも当てはまらないと思う。だからといって本委員会で議論するとなれば、いつ協議の時間をとるのか。後から提案されたものは順番として当初提案した事項の全ての協議が終わった後ということになれば、先送りになることは否めない。別に任意の組織をつくってもよいと考える。

【山崎委員】 政務活動費について代表者会で協議するのはいかがなものか。代表者会は公開されていない。政務活動費は市民からも関心のあるものであり、いつのまにか政務活動費の対象になっていたというのは好ましくない。仮に名刺を政務活動費の対象とすることになった場合、どのような議論があり、どのような理由で決められたのか市民の皆さんが見ることができるようしておいたほうがよい。代表者会での協議ということになれば公開されない。それはどうかと思う。

【山田副委員長】 協議を後回しにする必要はない。現在、「政務活動費使途基準の緩和」の協議をしているので、ここで議論ができると考える。ただし、今すぐに政務活動費の対象として議論したい項目が私自身は思い浮かばない。皆さんが次回や次々回の本委員会に提案ができるのであれば、協議事項49の本件の協議事項として話し合えばよい。市民に説明のつくもの、市政の調査研究に資することに外れないものとして列举でき、他市の状況も調べた上で提示したいというものがあれば、協議事項49の案件として次回、それが難しいのなら次々回にでも協議するという進め方もあると思う。

【赤嶺委員】 そのとおりだと思う。大切なのは議論をすることなので、それが担保されるのであればよい。

【中村委員長】 使途基準の緩和という議題だけでは議論が深まらない。具体的な内容を列举できるのであれば、本委員会で協議できるということである。

【赤嶺委員】 先ほどもお話ししたが、明るいみらい大和からの提案をどう

するのかということよりも、現在の政務活動費の使い方で皆さんからの課題も浮き彫りにできれば、緩和ということも含めて改善を図れると考えている。

【中村委員長】 各会派で現在、政務活動費の対象としたいが、なっていないものがあるか。

【石田委員】 政務活動費を充てるチラシやレポートを作成するとき、議会で発言した内容しか記載できない。自分の思いなどを掲載したいと思っても議会で発言した内容でないので掲載することができない。それについては案分でもよいので認めてもらいたい。

【小田委員】 東京では案分で対象としているとの話を聞いたことがある。協議すべき内容として、その考え方は議論してもよいと思う。

【中村委員長】 この場で各会派から意見をすぐに出してもらうのも難しいようなので、各会派でまとめてから本委員会に提出してもらいたい。時期については次回までとは言わない。ある程度、まとまった時点で一括して協議する機会を設けたい。あまり先送りにもできないので1カ月程度としたい。

【赤嶺委員】 協議事項84までの全ての協議を終えるにはどれくらいの期間が必要か。

【議事担当係長】 平成29年4月を予定している。

【赤嶺委員】 協議事項全てを終えてから本件について再度協議することとした場合は、平成29年の4月以降になると考えてよいか。

【中村委員長】 全ての協議を終えてからではなく、ある程度、各会派からの意見がそろった時点で協議したいと考えている。

【山田副委員長】 協議事項がある会派は、他市の実施事例等も調べ、委員を説得できる情報とともに提示していただければ協議もスムーズに進むと思う。

【中村委員長】 11月15日の第14回の本委員会で協議することとしたいが意見はあるか。

【赤嶺委員】 来年早々でよいと思う。

【中村委員長】 先になってしまうことを懸念する意見があったので来年ではなく、ことし中としたい。11月に協議するということは、次回の本委員会で議題として提出が必要となる。10月の本委員会で具体的なものを皆さんからいただきたい。

【赤嶺委員】 次回の開催日はいつか。

【中村委員長】 10月24日（月）の午後2時からである。各会派からの提出はその前までにお願いしたい。そのあたりの流れを事務局から説明してほしい。

【議事担当係長】 実際に協議を行う委員会の一つ前の委員会の終了時に議題を提示して提案会派が説明している。10月21日（金）くらいまでに各会派内で協議が可能かどうかによる。

【中村委員長】 提案がない会派は協議の必要はないが、提案をしたい会派は提案項目と本委員会を説得できる材料を用意してもらいたい。それが10月

20日くらいまでに難しいのなら、もう少し日程を先にしなければならない。本委員会で協議を行う以上は、追加でさらに案件がふえることのないよう提案してもらい、しばらくは同じ案件で協議をしなくて済むようにしたい。もとの提案者である明るいみらい大和は、いつまでにできそうか。

【赤嶺委員】 年内、年始のころに協議を行えるのであれば、明るいみらい大和としても時間は必要ない。また10月24日に発議して11月の本委員会で協議を行うことに皆さんが合意されるのであれば、それをお願いしたい。

【中村委員長】 他の会派というよりも、元の提案会派である明るいみらい大和が10月24日に提案の説明ができるかどうかである。

【赤嶺委員】 可能である。他の会派で提案したいところがあって、その日程では難しいのであれば、明るいみらい大和は日程を先にしてもよいと考えている。

【中村委員長】 明るいみらい大和は11月の本委員会での協議が可能であるが、他の会派でその日程では難しいところがあれば、年末、年始のころに日程を先延ばしにしてもよいということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 その他の会派では、虹の会から提案があるようだが、ほかの会派はどうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【中村委員長】 提案があるのは2会派であるが虹の会は日程は大丈夫か。

【石田委員】 大丈夫だと思うが代表に確認する。

【中村委員長】 次回、10月24日の本委員会の際に、11月の議題として提案できるようにしてほしい。具体的な内容はいつまでに提出すればよいか。

【議事担当係長】 10月24日の委員会終了時における次回の協議事項にあたるので、「政務活動費の使途基準の緩和」とし、各会派に説明をお願いすることになる。特に資料等、配付を希望するものがあれば事前にいただくが、なければ当日に通常どおり口頭で説明していただければよい。

【中村委員長】 次回の本委員会の最後に説明をしていただくので、そのときまでに資料等、配付が必要なものがあればつくっておくということである。

【赤嶺委員】 了解した。

【小田委員】 明るいみらい大和からの提案は、政務活動費の使途基準の緩和であるが、逆に厳しくしてもよいのではないか。実際に運用されていないが、海外視察もすることができるとの記載もある。緩和だけではなく厳しくするという視点があってもよいと思う。

【事務局次長】 規定はあるが常任委員会の視察費用の上限である10万円まで、政務活動費で支出することができることになっており、きっちりと上限を設けている。遠方に長期間行くことはできない規定を設けているので、海外視察で市政に反映させることがあれば可能とはなっているが、費用の上限

は定めている。

【小田委員】 緩和ではなく基準を厳しくすることへの提案もできるかどうかを確認したかったので例示したものである。

【中村委員長】 提案されている事項に用途基準の強化は上げられていないので、協議事項50の議員報酬と政務活動費の再考でなら協議できるかもしれない。次回10月24日の本委員会で、政務活動費として支出したいが現在ではできないものがあれば、それを具体的に提案していただくことと、小田委員の言われたように、より厳しくするべきものがあれば、それも一緒に出していただくことで、本件についてはよろしいか。

全 員 了 承

午後 3 時04分 休憩

午後 3 時05分 再開

(3) 議員報酬と政務活動費の再考（議員報酬減・政務活動費増、または政務活動費減・議員報酬増）

(4) 議員報酬の引き上げ

【中村委員長】 (3) と (4) は議員報酬の増額が議題となる点で関連があるので一括して協議したいが、政務活動費に関する部分については先のとおり、次回本委員会で具体的な提案がある会派は出していただきたい。

次に、議員報酬の削減、増額の部分について事務局から説明を求める。

【事務局次長】 平成26年1月1日から施行されている議会基本条例の第20条の議員報酬の条文に、「議員報酬の額は、原則として大和市附属機関の設置に関する条例の規定に基づき設置された大和市特別職報酬等審議会の審議結果を受けて、別に条例で定める。」と規定されている。

逐条解説では、『その透明性、公平性を担保するために、市長からの諮問を受けた「大和市特別職報酬等審議会」の答申を受けて、「大和市議会議員の議員報酬等に関する条例」で定めています。』、2点目として、『「原則として」としたのは、大規模災害など緊急かつ特別の事態が発生して議員報酬を削減することが必要となった場合等に、審議会の答申を待たず議会として条例改正を行うことを認めるものです。』と以上の文がある。これらを踏まえて、(3)、(4)を協議していただく必要がある。

【中村委員長】 事務局の説明についてはよろしいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 議員報酬については、本委員会の協議で増減の結果を出したとしても決定ではなく、特別職報酬等審議会によらなければ変わらない。それを踏まえ協議をしてほしいということである。

(3)は明るいみらい大和から、(4)は自民党・新政クラブからの提案である。意見はあるか。

【赤嶺委員】 議員報酬は私たちが議員になった時点では既に定められている。それについて議員同士が金額等について意見交換を行うことは今までなかった。なぜこの金額なのか、この金額は妥当なのか、他市議会との比較などということが行われていない。以前から定められているからということしか議員報酬の根拠がないのではないか。その点を踏まえて、我々に支給されている報酬がどうあるべきかをはっきりさせるため議論が必要ではないか。議員報酬の増減は限られた予算内で行わなければならない。そのため報酬を上げるべきだということになれば、政務活動費を下げるという考え方もあるし、その逆もあるのではないかと思っている。

【高久委員】 特別職報酬等審議会は市長の諮問により審議が行われる。権限は市長にある。例えば議会での協議された後、議会から市長に審議会の開催を依頼することができるのか。

【事務局次長】 審議会は市長の附属機関であるので、議会の意見を付して開催を依頼したとしても市長の開催判断があって初めて開かれるものである。

【高久委員】 私が議員になってから、今までも幾度か開催されたと記憶している。国民所得が下がっている状況で、審議会に報酬の諮問をするような状況ではなく、諮問は行わないとする説明を受けた記憶が何回かあると思うが、それは記録等でわかるか。

【中村委員長】 自民党・新政クラブからの提案説明を先にさせていただきたい。自民党・新政クラブからは議員報酬を引き上げることにについて提案をしている。昔、この議員報酬が定まったころ、議員はほかに、なりわいがあり、議員報酬は議会に出席したときなど非常勤特別職としての報酬として設定されたものと考えている。現在では、本業として議員の職について生活している方もおり、また当選回数にかかわらず報酬は同額である。どんな仕事でも長くやっていたらスキルも上がり、知識も高まっており、そういった意味では差異があってもいいのではないかと思って提案したものである。すぐに変えるべきものというよりは、将来にわたって検討してはどうかというもので、すぐに結論を出してほしいという提案ではなく、増額を含め検討してほしいというものである。議員報酬について2会派から提案説明をしたが、皆さんから意見はあるか。

【小田委員】 議員報酬について資料を作成した。皆さんに配付したいがよろしいか。

【中村委員長】 事務局から配付させる。

(資料配付)

【小田委員】 資料は全国市議会議長会が毎年、全国の市議会に対して議員報酬について調査したものの集約である。本市の議員報酬は43.9万円で、全

国平均42万円よりは高く、人口20万人レベルの自治体は平均54.87万円です。本市は最低レベルです。埼玉県上尾市が一番最低で43.5万円、調べた限りでは本市はその次に低い。近隣市では、茅ヶ崎市が人口約24万人で議員報酬が45.3万円、厚木市は人口約22万人で45.2万円です。総じて本市の近隣市は低い傾向にあるようである。本市は過去から議員定数を減らしているが、報酬43.9万円は過去と比べ、上がっているのか下がっているのか経緯を伺いたい。

【事務局次長】 44万円から43.9万円の引き下げがされている。現在の額の適用時期が平成22年ころであった。期末手当については、特別職報酬等審議会が開催され、その答申を受け、昨年12月に若干ではあるが0.5か月分の引き上げがされた経過がある。経年的な回答はいま持ち合わせていないが固定であったというわけではない。

【宮応委員外議員】 過去、報酬を上げずに政務活動費を上げたという記憶がある。それらを含めて資料を作成してはどうか。それがあったほうが正しい議論ができると思う。

【小田委員】 趣旨には賛同するが、委員外議員が資料請求までできるのか。

【高久委員】 私から議員報酬と政務活動費の経過がわかる資料を請求する。

【中村委員長】 今回の資料請求についてはよろしいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 次回の本委員会までに資料作成は可能か。

【事務局次長】 調べたい。

【中村委員長】 次回の本委員会までをお願いしたい。

【青木委員】 資料はどれくらいまで掘り下げるのか。

【事務局次長】 市政調査研究費から政務調査費へ移行したあたりからでよければ、平成12年くらいからの経緯で趣旨はカバーできると考えるがいかかか。

【中村委員長】 高久委員はそれでよいか。

【高久委員】 了解した。

【小田委員】 ここで何かの合意ができれば議会として意思を伝えることはできるので、きょうでなくとも何がしかの結論が出ればよいと思っている。個人的な思いとして、議員報酬が高いほうが選挙の際に立候補をしてみようと思う人がふえるのではないか。報酬が高いという魅力を高めたほうが一般の方が議員になりたくなると思う。中村委員長が言うように、昔よりも名誉職の側面が薄れてきて、議員の専門化が強まっているので、議員報酬を引き上げてもよいのではないかと個人的には思っている。

【石田委員】 先ほど資料請求の要望があったが、きょうはその資料がないからといって協議が終わるということではないのか。

【小田委員】 過去の経緯がわからないので請求されたのだと思う。

【石田委員】 まだ総論として、本件について可否が確認されていない。委

員長は進行として、まずはそこを確認してはどうか。

【中村委員長】 石田委員の発言は議員報酬を上げるか下げるかについて、委員の意見を聞いてほしいということか。

【石田委員】 議員報酬の再考ということなので、自民党・新政クラブから意見のあった、期数によって報酬に差を設けたほうがよいのではないかと提案に対する賛否や意見はどうなのか。今は近隣市のデータの話に終始しているので、提案会派の委員以外の意見を聞いてはどうか。

【中村委員長】 自民党・新政クラブの提案は、昔と今とでは報酬の性質も変わってきているし、議員の仕事も専門性が高くなってきており、専門性も高く、初めて議席を得て活動している方と何十年も議会の中で仕事をされてきている方とでは仕事の能力に差が出るはずである。そこで差をつけた報酬でもよいのではないかと時間をかけて検討してみてもどうかという提案であり、この場で是非を聞いて結論を出したいとは言っていない。

【石田委員】 期数を重ねた議員のよさもあり、なりたての議員のよさもある。議員は議員として対等に扱われるべきである。議長などの役職についたときは別であるが、そこに貴賤はないと思っている。

【中村委員長】 今のは意見として取り扱う。明るいまらい大和からの提案は政務活動費とも密接につながっているものか。

【赤嶺委員】 議論が行われていないということもあり、また現状どうなっているのか明らかになっていない。認識としても共有されていない。議員としての活動や政治活動を行うにあたって、議員報酬からかなりの支出をしている。先ほど話にも出たように、政務活動費の対象にできるものであっても、報酬の中から支出をしている実態が皆さんにもあるのではないかと思う。その点を調査して実際どうなのか検証をしっかりと行い、その中で議員報酬と政務活動費をどのように取り扱っていくのか結論を出していく作業を行う必要があると思っている。今回は、その作業を行おうという提案である。そこで改めて提案したいが、全議員を対象にした議員報酬と政務活動費についてアンケートを実施してはどうか。そういった客観的資料をもとに議論を進めれば実態もよくわかり、次につながりやすいのではないか。内容としては、報酬からどのくらい支出をしているのか、具体的な内容を集計すればよいと思う。

【中村委員長】 アンケートの提案がいきなり出されたが、具体的なものもないので、今ここで諮るわけにもいかない。議員報酬の問題について、上げるか下げるかやどういう場で話し合うか別として、検討していくことはよろしいか。11月にまず政務活動費について、先の話のとおり協議を行うことになったので10月の本委員会の最後に提案をしていただき、11月に政務活動費の使途基準について検討し、12月に議員報酬の具体的な話ができるか。

【事務局次長】 先にご説明したとおり、報酬等の額を審議する機能は市長の附属機関である特別職報酬等審議会が有している。しかも議会基本条例を定めて、そちらの答申を得て条例で定めることになっているというルールづ

けがされている中で、実態調査をして、いくらが望ましいという数字を出したところでそれをどのように活用するか、その活用の方法も非常に難しい。そういう取り扱いまで含めて行うべきなのかという話し合いをしていただきたい。

【中村委員長】 我々が決めた議会基本条例の中で、そういう手続きについて規定したので、それを踏まえて報酬の問題についても、やはり検討するべきとするのかどうか。この場ですぐに結論は出ないと思う。

【山崎委員】 現在の議員報酬は審議会を経て決定されたものか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【山崎委員】 そうすると景気や一般の給与などに照らして決まっていると考えられる。それならば、ここで審議するのではなく特別職報酬等審議会で審議すべきものとする。

【小田委員】 審議するのは特別職報酬等審議会であるが、議会として実情を調査してみたいというのが、明るいまらい大和からの提案の趣旨だと理解する。仮にそれを行ったとして、特別職報酬等審議会に報酬をいくらに言うことはないと思っている。ただ金額の多寡を議員各人がどう感じているのかアンケートをとることは、実施できるかどうかは別として、ありだと思う。

【赤嶺委員】 小田委員の言うとおりであるが、実態調査を行うことが直接報酬を変えることにつながるものではない。報酬を変えることになればしっかりと手続きを踏んでいくことが大切である。冒頭話したとおり、今なぜこの報酬額なのかということと、実態はどうなのかということをしかりしておかなければいけないと思う。また必要な作業である。

【事務局次長】 特別職報酬等審議会でも近隣市の状況、人事院勧告による一般職の給与の引き上げ状況、もちろん民間の給与動向等も反映されて報酬額となっている。事務を補助する立場として出した数字をどのように使うのかというのが明確にならないものを、実態がどのようになっているのか知るとの理由のみでアンケートの集計等を命じられても、お引き受けすることは難しい。

【中村委員長】 事務局の説明にあるとおり、現在の議員報酬の額は特別職報酬等審議会によるものなので不透明なものではなく、現在我々はその内容を知らないだけである。審議会という第三者によって定められたものなので不透明に決められたものではない。議会改革という視点から協議する話ではないのかもしれない。議員の報酬が高ければ、もしくは低いのであれば特別職報酬等審議会でそのような話になると考える。

【小田委員】 アンケートをやるやらないは別にして、報酬の高低について率直に議論することに問題はないと思う。本委員会で額を決められるものではないことは皆が前提条件としてわかった上で、議題に上がっている。

【山崎委員】 協議することは大切であるが、本委員会は議会改革がテーマの会議なので、それが改革につながるかどうかを考えると、議会改革になる話ではないと思う。

【小田委員】 私の考えとしては、優秀な人材というのは企業でも給与の高いところに集まるので、議員報酬が上がったほうが有為な人材が集まるのではないかという趣旨で話をした。処遇改善をしたほうが有為な人材が集まるというのは一般論であることを踏まえていると理解していただきたい。

【中村委員長】 本件は様々な意見があり一致をみないので、ここまでとしたいがよいか。

全 員 了 承

【小田委員】 ここで本件を終了する場合、先ほど資料請求された資料が完成して配付された際にも議論はしないのか。方法としては配付のみとなると理解してよいか。

【中村委員長】 そのようになる。

【高久委員】 政務活動費についての協議はどうなるのか。

【中村委員長】 それは先ほど話をしたとおりに行う。10月24日までに提案のある会派から出していただきたい。

【赤嶺委員】 本件の結論を改めて確認したい。議員報酬に関しては再考の機会をつくらないのか。

【中村委員長】 議員報酬についてはつくらない。合意しなかったという判断である。

【青木委員】 (3)の議題では、議員報酬減、政務活動費増または政務活動費減、議員報酬増となっている。この両方とも協議はしないのか。

【中村委員長】 議員報酬に関する事項はこれで終了する。ただし、政務活動費の使途に関しては11月に協議をすることとする。以上で本日の日程1については終了でよろしいか。

全 員 了 承

2 その他

【中村委員長】 ほかに皆さんからなければ事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 次回、第13回の本委員会の日程については、10月24日(月)午後2時からである。協議事項は、協議一覧表の7ページの番号52から57までで、明るいまらい大和提案の番号52、「附属機関(審議会、組合等)の議会選出委員の報酬見直し(議員報酬を別に得ているため)による報酬一元化」と、番号53、「議員研修の充実化(職員向け各種研修への参加)」と、番号54、「委員会審査報告書に委員賛否を掲載(誰が反対し、賛成したか明確にする)」と、番号55、「議員による本会議、委員会の録音自由化」と、日本共産党提案の番号56、「ICレコーダーの議場持ち込み」と、明るいまらい大和提案の番号57、「議会のツイッター導入(会期日程などの議会情報のお知らせなどに利用)」の以上、6項目の協議をお願いしたい。

【中村委員長】 次回の協議事項は読んでいただければ内容を把握することが容易であるが、提案の2会派から補足説明はあるか。

【赤嶺委員】 番号54の委員会審査報告書に委員賛否を掲載については、委員会での委員の賛否を明確に把握したいもので、委員ごとの賛否がわかれば委員会審査報告書でなくてもよいと考えている。委員会審査報告書であれば結果が既に掲載されているので、それに賛否の数や委員の内訳が載ればわかりやすいと考えたからである。番号57の議会ツイッターの導入については議会報編集委員会が広報委員会となりホームページも所管することになったので、そこで議論をしていただいてもよいかとも思う。

【山田副委員長】 広報委員会で協議をするということか。

【赤嶺委員】 意見として、広報委員会で協議する方法もあることを先に述べたものである。

【山田副委員長】 次回の本委員会でその点も含めて協議するということか。

【赤嶺委員】 次回の本委員会の協議結果として、広報委員会において協議することで意見がまとまれば、そのようにすればよい。

【高久委員】 番号56のICレコーダーの議場持ち込みについては、記載のとおりで、議場に持ち込みができるものにICレコーダーを加えていただきたい。

【中村委員長】 次回協議事項の補足説明は以上であるが、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 番号52に附属機関に関する議題が含まれているが、これについて情報提供したい。全国市議会議長会に設置された都市行政問題研究会が平成18年2月に「分権時代における市議会のあり方に関する調査研究報告書」を出している。その中で、執行機関の附属機関への参画を見直すこととして、附属機関の構成員に議会の議員を加えることについて、行政実例では違法ではないが適当でないとしている。長の諮問機関や附属機関などの審議会等については議員が参画をしているが、議員の参画を見直し、法令の定めによるものにとどめるべきであるという内容が示されている。例えば平成24年9月に奈良県奈良市議会では議会から市長に対して審議会への議員参画の見直しの検討を求める文書を提出している。参考として紹介する。今読み上げた資料は手元にあるので閲覧希望の委員がいれば対応する。

【中村委員長】 ほかになければ、次回の協議事項については各会派で意見をまとめていただきたい。11月の本委員会で協議する政務活動費の使途について協議を望まれる会派は次回の本委員会の最後に説明をしていただきたい。ほかになければ、以上で終了する。

午後3時45分 閉会